

議第 1 号議案

桐生市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案

上記条例案を別紙のとおり地方自治法第 109 条第 6 項及び桐生市議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出いたします。

令和 3 年 3 月 17 日

提出者 桐生市議会
議会改革調査特別委員会
委員長 園 田 基 博

桐生市議会議長 北 川 久 人 様

桐生市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

桐生市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年桐生市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議 案 説 明

議第1号議案 桐生市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案

政務活動における日当支給を廃止するため、所要の改正を行おうとするものです。